原子力関係閣僚会議決定を受けた防災基本計画の修正事項(H29.4.11中央防災会議決定)

■ 国と自治体の役割の明確化

- 地方公共団体は、内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長の指示に従い、又は独自の判断により、住民等に対して、屋内退避又は避難のための立退きの勧告、指示(具体的な避難経路、避難先を含む。)等の緊急事態応急対策等を行う。
- 地方公共団体は、国が屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、 人命最優先の観点から、地方公共団体独自の判断で避難指示を行うことができる。

■ 大気中放射性物質の拡散計算の活用

○ 国は、地方公共団体が、原子力災害時や避難訓練時において、原子力発電所事故の状況等の情報に加え、自らの判断と 責任により大気中放射性物質の拡散計算を参考情報として活用することは妨げない。

■ 安定ヨウ素剤の配布について

○ 地方公共団体は、UPZにおいても、PAZと同様に予防的な避難を行う可能性のある地域など、緊急時に安定ヨウ素剤を配布することが困難と想定される地域に関しては、自らの判断で、平時に事前配布を行うことができる。

■ 実動組織の協力

- 国(実動組織含む。)は、地方公共団体の要請等に応じ、又は不測の事態の場合における原子力災害対策本部及び現地 対策本部の調整若しくは指示の下に、住民の支援その他の支援活動を行う。
- 国(実動組織含む。)は、必要がある場合には、地方公共団体とも連携しつつ、地域防災計画に応じて、事態の状況や 各部隊の装備等を踏まえ、臨機応変に必要な対応をとる等、原子力災害収束に向けた対応の支援を行う。

■ 民間事業者、国・自治体職員の協力

○ 国は、地方公共団体が民間事業者と締結する協定等で定めておくべき内容について、マニュアル等においてあらかじめ明示するとともに、協定締結に向けた支援を行う。

■ 原子力事業者の責務と具体的な対応

○ 原子力事業者は、地域原子力防災協議会における検討等を踏まえて、原子力事業者としての協力内容や必要となる体制をあらかじめ整備し、原子力事業者の防災業務計画に反映する。

各分科会の構成員

● 第1分科会:実動部隊の協力

内閣府政策統括官(原子力防災担当)付参事官(総括担当)【座長】 内閣官房内閣参事官(事態対処・危機管理担当) 内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(災害緊急事態対処担当) 警察庁警備局警備課長 消防庁特殊災害室長 経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課長 海上保安庁警備救難部環境防災課長 防衛省統合幕僚監部参事官 国土交通省大臣官房参事官(運輸安全防災) (検討支援) ※厚生労働省にも情報を共有し、必要に応じ参加を求める。

● 第2分科会:民間事業者の協力

内閣府政策統括官(原子力防災担当)付参事官(総括担当)【座長】 文部科学省研究開発局参事官(原子力損害賠償担当)付次長 厚生労働省労働基準局安全衛生部電離放射線労働者健康対策室長 経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課長 国土交通省大臣官房参事官(運輸安全防災)

● 第3分科会:拡散計算も含めた情報提供の在り方

内閣府政策統括官(原子力防災担当)付参事官(総括担当)【座長】 経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課長

(オブザーバー) 原子力規制庁長官官房放射線防護企画課長※

※ オブザーバーについては3分科会共通

原子力災害時における実動組織の協力について

1. 趣旨

- 原子力災害時には、関係機関が総力を挙げて対応することが必要。国や地方公共団体、原子力事業者とともに、指定公共機関や指定地方公共機関も含め相互に連携協力しながら対処。
- 実動組織に係る活動に関し、国としてどのように広域的に支援していくべきか、現場の実動組織間において具体的にどのように連絡調整を 行うべきか、さらには平常時から関係地方公共団体も含めて各機関間においてどのような情報交換を行うべきか等について、あらかじめ整理 しておくことは、緊急時における迅速かつ円滑な応急対策の実施の観点から重要。
 - 2.1 原子力災害時の住民避難等の支援活動に関する実動組織の協力について

(1) 原子力事業者による協力

被災者支援に対応する体制の整備や原子力事業者間の協力協定を締結。協力要員の派遣や資機材の貸与等の協力を実施。

(2) 国の実動組織の支援体制の基本的な考え方

地域レベルで対応困難な要請があった場合には、<mark>関係地方公共</mark> 団体からの要請を踏まえ、政府を挙げて支援*を実施。また、実動 組織による支援の在り方等について、各地域において策定する緊急 時対応にあらかじめ明記。

- ※例えば、現地派遣要員の輸送車両の先導(警察機関)、避難行動要支援 者の輸送の支援(消防機関)、巡視船艇による住民避難の支援(海上保 安部署)、避難の援助(自衛隊)等
- (3) 複合災害時における情報収集、意思決定、指示・調整の一元化を通じた実動組織の災害応急対策に関する資源の配分非対本部等事務局は、実動組織の災害応急対策に関する資源の配分に係る総合調整を実施。原災本部事務局からの要請を受け、非対本部等事務局において一元的に調整を実施。

(4) 合同調整所の活用の在り方

合同調整所(活動エリア・内容・手順等について、部隊間の活動調整等を行うもの)の活用については、災害及びその対策等を取り巻く状況に適合したものであることが重要。

(5) 各機関の特長を活かした連携

地域原子力防災協議会作業部会等を活用し、<mark>関係機関の施</mark> 設の見学や、各機関合同での訓練の実施に取り組むこと等が有益。

2. 2 事故収束活動の支援活動に関する実動組織等関係 者の連携について

(1) 原子力事業者による協力

初動対応要員を常駐させる等の「緊急時対応チーム」を設置。また、原子力緊急事態支援組織(レスキュー部隊)の整備を推進。

- (2) 原子力事業所における応急対策及びその支援の連携強化 国は、中央と地域のそれぞれにおいて、以下のような取組を進め、 連携強化を図ることが必要。
 - ① 中央での取組
 - 中央連絡会議において、地域での取組状況を共有
 - ② 地域での取組
 - 地域連絡会議の全国的な取組を促進
 - 地域連絡会議において、原子力事業者の事故収束活動の 取組や実動組織等を含む各機関の平常時における資機材 の整備等に関し情報共有を行うとともに、緊急時における体 制・応急対策の在り方について意見交換等を実施

(3) 実動組織の活動に係る連絡調整等の明確化

原子力事業者だけでは十分な措置を講ずることができない場合には、「原子力災害対策マニュアル」等に基づき、各関係省庁はそれぞれの実動組織による対応に係る調整等を実施。

原子力災害時の民間事業者との協力協定等の締結について

1. 趣旨

- オフサイトで活動する防災業務関係者(バス等の運転手等)は、平時において特に原子力や放射線に関する業務を行っているわけではないが、緊急時には、住民避難の実施など、防災上重要な役割を担うことになる。
- こうした原子力災害時の対応については、民間事業者の理解と協力を得て進めていくことが必要。各地の自治体においては、原子力災害時に民間事業者に協力を要請する場合の協定等が締結されつつあるが、本分科会においては、こうした協定等の内容を踏まえつつ、自治体が民間事業者との原子力災害時の協力に係る協定等において定めておくべきと考えられる内容等について整理するもの。

2. 協定等において定めていくべき内容と留意点

- (1) 自治体から民間事業者に要請する業務の内容 要請する業務内容について、できるだけ具体的に列挙して合意しておくこと。また、具体的な業務内容や手順について共通理解を構築していくプロセスが重要。
- (2) 自治体から民間事業者への緊急時の協力の要請の方法 業務内容を明確にした上で、<mark>原則書面により要請すること</mark>。
- (3) 緊急時に自治体から業務実施を要請する基準 民間事業者の安全確保については、自治体が主導的に行うこと。 そのため、協定等において、業務実施に当たっての被ばく線量の管理目安を設定すること、また、被ばく線量の管理方法について取り決めておくこと。なお、具体的な線量管理方法についても一例を提示。
- (4) 緊急時の自治体による資機材の提供及び配布手順 防護服、マスク等は自治体側で準備すること。また、研修や訓練 を通じ、資機材の配布手順や資機材の使用方法について理解を深 めていくこと。
- (5) 業務実施中の事故等の発生の際の民間事業者から自治体 への通報

事故等により業務実施継続が困難となった場合は、自治体に対して<mark>速やかに状況を報告すること</mark>。

(6) 業務実施後の民間事業者から自治体への業務実施報告 業務実施後、業務実施報告を行うこと。また、業務実施者の累 積線量等を記録した帳簿の写し等を添付することが適当。 (7) 民間事業者の業務実施に係る費用の請求、自治体側による 費用の負担

業務の実施に要した<mark>費用(人件費等)は、協定等において、基本的には自治体が負担すること</mark>。

- (8) 業務実施に伴う人又は物の損害に対する自治体による補償 業務の実施に伴って発生した損害については、協定等において、 基本的には自治体が補償すること。
- (9) 民間事業者が保有するバス等の台数の定期的な報告 保有するバスの台数等民間事業者が有する能力について、自治 体と民間事業者の間で共有しておくこと。
- (10)自治体と民間事業者の間の緊急連絡先の設定・交換 民間事業者との間の連絡方法、連絡先について、相互に交換す るとともに、定期的に更新する仕組みを位置付けておくこと。
- (11)自治体から民間事業者への業務実施中の通信手段の提供 常時連絡を取るための通信手段を自治体が提供すること。
- (12)自治体による業務実施後のスクリーニング・除染の実施 業務実施後、避難等の指示区域からの退域時の検査及び必要 に応じた簡易除染を行うこと。
- (13)民間事業者に対する原子力災害に関する研修の機会の提供 実際に業務に携わる民間事業者に対し、<mark>定期的な研修の機会を 提供すること</mark>。